

令和 6年 3月 4日 議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第6号

佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第6号

佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

佐用町消防団員等公務災害補償条例（平成17年佐用町条例第152号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440」を「12,500」に改め、「13,320」を「13,350」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670」を「10,800」に改め、「11,550」を「11,650」に改め、「12,440」を「12,500」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900」を「9,100」に改め、「9,790」を「9,950」に改め、「10,670」を「10,800」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐用町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた佐用町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。